

短期入所 利用料金表(多床室)

令和3年8月1日改定
介護老人保健施設 シルバーケアまほろば
(単位:円)

※介護保険一部負担額1割の方

要介護度	介護保険 一部負担額 ※1 (1日)	滞在費 (1日)	食費 (1日)	日用品費 (1日)	教養娯楽費 (1日)	日額合計 ※2※3※4 (1日)
要支援1	704	377	1,573	200	200	3,054
要支援2	863	377	1,573	200	200	3,213
要介護1	921	377	1,573	200	200	3,271
要介護2	997	377	1,573	200	200	3,347
要介護3	1,060	377	1,573	200	200	3,410
要介護4	1,117	377	1,573	200	200	3,467
要介護5	1,175	377	1,573	200	200	3,525

※1・サービス体制強化加算Ⅰ(1日)22円
・夜勤体制加算(1日)24円 } を含んだ金額で表示しています。

【その他、必要な方への加算】

- ☆ 個別リハビリテーション実施加算 (1日)240円
- ☆ 療養食加算 (1食)8円
- ☆ 送迎加算 (片道)184円
- ☆ 重度療養管理加算 (1日)120円
- ☆ 緊急短期入所受入対応加算(1日)90円
- ☆ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日)200円
- ☆ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(1日)3円
- ☆ 緊急時治療管理(1日)518円
- ☆ 総合医学管理加算(1日)275円

※2・・・介護職員処遇改善加算(3.9%)が別途追加されます。
※3・・・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が介護職員処遇改善加算を除く全単位に2.1%加算されます。
※4・・・桜井市は地域区分が7級地にあたるため、地域区分加算(1.4%)が全単位に加算されます。
※5・・・新型コロナウィルス感染症対策として0.1%が基本介護サービス費に加算されます。(令和3年9月30日まで)
★この料金は利用者様のご利用状況により請求金額は変わりますのでご理解願います。

【以下の要件に該当される方は、滞在費・食費が下記の料金に減額されます(1日あたり)】
(預貯金等の状況で減額にならない場合があります)

負担段階の区分		滞在費	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方	370円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	370円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が120万円超の方	370円	1,300円

短期入所 利用料金表(個室)

令和3年8月1日改定
介護老人保健施設 シルバーケアまほろば
(単位:円)

※介護保険一部負担額1割の方

要介護度	介護保険 一部負担額 ※1 (1日)	滞在費 (1日)	食費 (1日)	日用品費 (1日)	教養娯楽費 (1日)	日額合計 ※2※3 (1日)
要支援1	656	1,668	1,573	200	200	4,297
要支援2	814	1,668	1,573	200	200	4,455
要介護1	840	1,668	1,573	200	200	4,481
要介護2	913	1,668	1,573	200	200	4,554
要介護3	976	1,668	1,573	200	200	4,617
要介護4	1,034	1,668	1,573	200	200	4,675
要介護5	1,090	1,668	1,573	200	200	4,731

※1・サービス体制強化加算Ⅰ(1日)22円
・夜勤体制加算(1日)24円

を含まない金額で表示しています。

【その他、必要な方への加算】

- ☆ 個別リハビリテーション実施加算 (1日)240円
- ☆ 療養食加算 (1食)8円
- ☆ 送迎加算 (片道)184円
- ☆ 重度療養管理加算 (1日)120円
- ☆ 緊急短期入所受入対応加算(1日)90円
- ☆ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日)200円
- ☆ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(1日)3円
- ☆ 緊急時治療管理(1日)518円
- ☆ 総合医学管理加算(1日)275円

※2・・・介護職員処遇改善加算(3.9%)が別途追加されます。
※3・・・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が介護職員処遇改善加算を除く全単位に2.1%加算されます。
※4・・・桜井市は地域区分が7級地にあたるため、地域区分加算(1.4%)が全単位に加算されます。
※5・・・新型コロナウイルス感染症対策費として0.1%が基本介護サービス費に加算されます。(令和3年9月30日まで)
★この料金は利用者様のご利用状況により請求金額は変わりますのでご理解願います。

【以下の要件に該当される方は、滞在費・食費が下記の料金に減額されます(1日あたり)】
(預貯金等の状況で減額にならない場合があります)

負担段階の区分		滞在費	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	490円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方	490円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が120万円超の方	1,310円	1,300円